

平成 27 年第 4 回定例会（H27 年 12 月 8 日）

○4 番（櫻井 茂君） おはようございます。4 番・櫻井 茂です。通告に従いまして、質問をいたします。

それでは最初に、公共施設における洋式トイレの整備促進について、お伺いをいたします。

戦後、日本が急激な経済成長を遂げ、私たちの生活が豊かになる中で、欧米の生活様式が取り入れられるようになりました。一般家庭におきましても、日本伝統の和式トイレではなく、洋式トイレを設置する家庭が増えたところがございます。

総務省統計局の発表によれば、平成 20 年における洋式トイレのある住宅は約 9 割となっております。平成 18 年から平成 20 年 9 月に建築された住宅では、99.4% が洋式トイレを保有、設置しているという統計が出ております。

地域性などもあるかと思いますが、石岡市は首都圏からも近く、多くの家庭で洋式トイレが設置されているのではないかと思います。こうしたことから、座って利用する洋式トイレが日々の習慣となり、日本伝統のまたいで利用する和式では利用できない幼児、児童、生徒が、現在たくさんおります。また、膝や腰に不安を抱えておられる高齢者の方なども、洋式トイレのほうが体の負担が軽減されると言われております。

こうした市民要望を受けて、本市における公共施設の洋式トイレ化も進められておりました。平成 22 年度の補正予算におきましては、約 4,000 万円、100 基分のトイレを洋式化した実績がございます。このとき小中学校は全ての学校で洋式トイレが整備されたということですが、このほか利用者数の多い施設ではトイレの基数も多いことから、全てを洋式にするのではなく、和式の一部を洋式化に改修したというように承っております。ただ、このときにその対象から外れた施設があるとすれば、先ほど申し上げたように、和式では利用に不安を覚える方もおり、早急な対応が求められるのではないかと思いますので、確認をしてまいりたいと思います。

1 点目です。石岡市の管理する公共施設の洋式トイレの普及率をお伺いいたします。

○議長（塚谷重市君） 財務部長・佐々木君。

○財務部長（佐々木敏夫君） 財務部におきまして、管財課におきましては、本庁の仮設庁舎 2 か所と分庁舎の計 3 か所を管理してございます。この施設の洋式トイレの普及率でございますが、100% となっております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 生活環境部所管でございます。石岡市民会館でございますけれども、洋式の普及率45%でございます。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） 保健福祉部所管の洋式トイレの普及率につきまして、お答えいたします。

まず、保育所が83.6%、幼稚園50%、児童館0%、児童センター60%、保健センター41.7%、ひまわりの館81.3%でございます。

○議長（塚谷重市君） 経済部長・前沢君。

○経済部長（前沢洋一君） 経済部が所管しております施設につきましてでございますが、観光施設が常陸風土記の丘や茨城県フラワーパークなど9施設のほか、観光トイレが3施設、合計12施設ございまして、全体の普及率は66.0%となっております。

○議長（塚谷重市君） 都市建設部長・福田君。

○都市建設部長（福田嘉夫君） 都市建設部で管理しております公園施設の洋式トイレ普及率でございますけれども、現在洋式トイレを設置してございます公園施設は宮下児童公園を含みます9施設となっております。普及率といたしましては、75%となっております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） 教育委員会が所管いたします公共施設の洋式トイレの普及率について、ご答弁申し上げます。

市内小中学校は、小学校19校で普及率が29%、中学校は6校で32%となっております。中央図書館が50%、公民館が14館で42%、運動施設は石岡・八郷総合運動公園ほか2施設で29%の普及率となっております。

○議長（塚谷重市君） 八郷総合支所長・小松崎君。

○八郷総合支所長（小松崎隆雄君） 八郷総合支所が管理する公共施設の洋式トイレの普及率について、ご答弁申し上げます。

八郷総合支所の庁舎の洋式トイレの普及率でございますが、普及率は62.5%でございます。また、八郷総合支所と中央公民館の間に屋外公衆トイレがございます。この洋式トイレの普及率は50%でございます。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 洋式トイレの普及率の答弁をいただきました。各家庭のトイレの洋式化が約9割を超えているという中で、公共施設の洋式トイレの整備率が、今、答弁をいただいた中では仮設庁舎と本庁のほうでは100%という答弁でしたが、おおむね50%を行ったり来たりと。特に、教育施設のほうでは率がちょっと低いのかなという感じがいたしております。

平成22年度に洋式トイレを100基分改修する予算を計上した際に、財政課と施設を管理する各部において、どのような議論がされたのかわかりませんが、4,000万円という大きな予算を投じてトイレが改修されております。その後、現在に至るまでに洋式化されたトイレが何基あるのか、平成22年度で大きなトイレ改修を行ったわけですが、その後、現在に至るまで、さらにトイレの改修をどの程度行ったのかお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） 保健福祉部所管でございますが、平成23年度以降、洋式にしたトイレにつきましては、東幼稚園の1基、これを平成24年度に整備してございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 経済部長・前沢君。

○経済部長（前沢洋一君） 経済部所管で平成22年度以降の整備といたしましては、常陸風土記の丘駐車場トイレや茨城県フラワーパーク駐車場トイレ、辻観光トイレの新築整備に伴いまして、合計29基整備しておりますが、そのうち洋式は27基を整備してございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） 教育委員会所管でございますけれども、平成23年度以降、洋式トイレに改修いたしました数は、建て替えの東小学校、北小学校を含め、小学校が128基、統合した八郷中学校を含め、中学校35基で、合計163基でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 答弁を今伺いました。平成22年度以降で、福祉部門では東幼稚園で1基、常陸風土記の丘、フラワーパーク等で27基、また八郷中学校あるいは東小学校等で、教育委員会で163基という答弁をいただきました。それらを入れて、一番最初に聞いた普及率、整備率がパーセンテージであらわれているということ

だと思えます。

現実問題としては、平成22年度における約4,000万円、100基分の改修、その後の改修も含めて、とりあえず普及率を上げたという見方もできてしまうのかなと思っております。

冒頭申し上げましたように、各家庭における洋式トイレの普及率は9割を超えております。石岡市の管理する公共施設のトイレが、この率を大きく下回っているという現実を受け止めていただき、今後の対応をご検討いただければと思っております。

それでは、2点目に移りたいと思えます。トイレが和式のみ施設について、伺いたいと思えます。

先ほどの答弁の中で、児童館は0%というような答弁がございました。この児童館も含めまして、ほかに洋式トイレが整備が進んでいなくて、和式トイレのみなのかということをお尋ねしたいと思えます。

本来であれば、例えば児童施設であれば、子どものためのトイレを整備される必要性があると思えます。また当然、洋式トイレというものも、高齢者のためということで整備が進められてしかるべきなのかなと思っております。利用者利用の目線が、どの程度管理の中で行き届いているのかという部分があるかと思えますけれども、いまだ和式のみトイレあるいは児童施設にもかかわらず大人用のトイレしか用意していないという施設がありましたら、その施設名称についてお伺いしたいと思えます。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） ご答弁申し上げます。先ほど申しましたとおり、和式のみ施設は児童館でございます。また、大人用トイレにつきましては、児童センターがございますが、児童センターの場合、簡易用の小児向けの簡易便座を用意しております。現在のところ、児童館のほうでは小児用の便器を設置してくれという要望はない状況になってございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 経済部長・前沢君。

○経済部長（前沢洋一君） 経済部所管の和式のみ施設といたしましては、大覚寺と西光院にございます観光トイレが和式のみでございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 都市建設部長・福田君。

○都市建設部長（福田嘉夫君） 都市建設部の所管しておりますトイレが和式のみ施設について、ご答弁いたします。

和式トイレのみの公園施設でございますけれども、出し山農村公園と井関農村公園の2施設となっております。出し山農村公園につきましては平成16年に、また井関農村公園につきましては平成14年にトイレの施設を整備してございます。今後の

利用状況や利用者の希望等を考慮しながら、洋式トイレの設置に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） ありがとうございます。いまだに和式のみの施設が残っているということでございます。今回質問するに当たりまして、基本的には管理者がいる施設ですね。常駐職員がいるような施設であれば、特に配慮が必要なのかなという思いで質問をしたところです。

施設を利用される方々の利便性を考えた場合、これまでなぜ放置してきたのかというのは、ちょっと私としては不思議でならないと思っています。申し上げたように、そこには常駐の職員もいるわけですので、トイレの改修について、上司に報告されたことがあるのか。あるいは、管理職がその報告を受けていたのか、受けても予算要求まで検討しなかったのか。あるいは、トイレ改修の予算要求はしたけれども、予算化に至らなかったのか。いずれなのかわかりませんが、経過からすると見捨てられてしまった施設という感じがしないではありません。

特に、児童館に関しましては、私は児童館のそばに住んでいるということもございまして、小学校時代によく遊びに行きました。既に、建物が建てられましてから四十数年が経っているかと思えます。老朽化も進んでいるため、施設の改修については積極的ではなかったという見方もできるのかなと思っています。

一方で、市におかれましては、現在公共施設再配置計画の検討も行われていると思います。施設の存続を総合的な判断で議論されている部分もありますので、施設を気持ちよく利用していただくという観点の中に、今後はぜひともトイレ環境を充実というものも加えていただければと思います。平成28年度予算要求の時期となっておりますので、現時点でトイレ改修の予算はどの程度、各担当課で意識されているのかわかりませんが、施設管理を行う担当課、予算を査定する財政課におかれましては、こうした目の届きにくい部分に対しても配慮していただければと思います。

いずれにしても、現場の声が組織内で共有されるよう、そして利用者の声なき声に耳を傾けていただきたいと思います。

それでは3点目、その声なき声であるトイレに関する市民、利用者要望にどのように対応しているのかについてお伺いいたします。

実際に多くの方々が利用されている公共施設において、さまざまな要望、要求が出ていると思います。衛生面からの要望、洋式化してほしいという要望、暖房便座やウォシュレットを付けてほしいというような要望も出ているのではないのでしょうか。日々、多くの市民が利用する運動公園のような施設ですね。こちらはウォーキングで非常に多くの方々が日夜使用されておりますので、トイレの使用のほうも多いのではないかと思います。こうした施設と、市民会館のように、有料で催事を行う施設では、要望内容も違ってきているのかなと思いますが、市民や利用者からどのような要

望が出てきているのか、それに対してどのように返事をし、また対応をしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） ご答弁申し上げます。保健福祉部所管でございますが、先ほども申しました児童館につきまして、利用者から幼児・児童にとって和式便器は使い慣れていないため、洋式化にしてほしいという要望がございました。この要望に対しまして、まず簡易的な補助便座を乗せてみてはどうか検討をいたしました。が、トイレブースのスペースが狭いことから、実施には至りませんでした。

さらに、洋式トイレの改修につきましても、検討いたしました。その結果でございますが、やはり同様にスペースの問題から、2つのトイレを1つにするような対応が必要となっております。こうしたことから、トイレの利用の支障のない改修の方法について検討していきたいと考えてございます。

このほかに石岡保健センターの2階にも洋式トイレを設置してほしいとの要望がありますが、また一方で和式トイレの存続を希望する声もございます。こちらにつきましては、利用状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 経済部長・前沢君。

○経済部長（前沢洋一君） 経済部所管のトイレに対する要望等でございますけれども、茨城県フラワーパークにおきましては、園地内のトイレでございますけれども、トイレが古いや洋式を増やしてほしい等々の要望がございまして、現在は清掃の徹底や施設内に8か所あるトイレ等の案内で対応しているところでございます。

今後につきましては、県のほうとも改修につきまして協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、国民宿舎つくばねにつきまして、和式を洋式に変えてほしい。また、一方で和式を残してほしいという声や部屋にトイレが欲しい等の要望がございまして、当面は既存のトイレにつきまして、改修をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） 利用者からの要望について、ご答弁を申し上げます。

学校におきましては、先ほどの普及率を申し上げたとおり、若干普及率が低いということもございます。学校におきましては、一般家庭のトイレも洋式が主流となっている現在、学校で慣れていない和式トイレを使うことをためらってしまう児童生徒がいるというふう聞いております。このような中、保護者から洋式トイレを増やしてほしいと学校に要望があり、校長会を通しまして教育委員会にお話をいただいている

ところでございます。

いずれにいたしましても、洋式トイレの普及率が90%を超えているという現状からも、普及率の向上に向けて協議検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚谷重市君） 都市建設部長・福田君。

○都市建設部長（福田嘉夫君） 都市建設部で管理しております公園施設への、市民利用者の要望への対応でございますけれども、要望のありました施設につきましては、随時公園施設の確認をしながら、即時対応できるものなのか、あるいはまた時間を要するものなのかを判断しながら対応しているところでございます。

今後も市民利用者の声に十分に答えられるよう、施設の維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 市民会館でございますけれども、市民会館につきましては、公共施設の中でトイレの数かなり多い29基ほどございます。その45%ですので、13基ほど洋式トイレになっているわけでございますけれども、ニーズといたしまして、市民会館の場合は子どもからお年寄りまで利用するということがございます。先ほど和式を残してほしいというような意見もございましたので、お年寄りの方は和式を使う方も、まだかなり多いようですので、その辺を考えながら改修に入りたいと考えております。

また、この施設につきましては、公共施設等の総合管理計画、先ほど言いました配置計画ですか、これの対象となる施設でございますので、その辺のところも考えながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） ご答弁をいただきました。それぞれの施設の状況、また予算の都合もでございます。いきなりトイレの洋式化あるいはきれいにしてくださいということで、多くの予算をそこに投じる余裕も多分今はないと思います。それぞれの市民からの要望を、まずはきちんと聞いていただいて、あと利用頻度、その他いろいろな条件等を精査していただいて考えていただければと思います。

2019年には茨城国体が開催されます。石岡市も会場施設の1つとして設定されております。全国から多くのアスリート等、応援団の方々を迎えることとなりますので、各家庭での普及率というものを受け止めていただきまして、公共施設における洋式トイレの普及率を、例えば75%、80%に上げるという意識を持っていただければと思います。

また一方で、答弁にありましたように、和式を残してほしいという声も現実にある

ということですので、その辺は執行部のほうでしっかりと議論をしていただいた中で予算化なり、整備を進めていただければと思います。

朝からトイレの話で申しわけないんですけども、飲んだり食べたりすれば、人は必ず排泄行為をいたしますので、トイレの形状や衛生面、におい等もございます。そういったことで、違和感を覚えてトイレを我慢するというような利用者がいないように、施設の管理者は配慮していただきたいと思います。

飲食店で繁盛する条件の1つとして、トイレの清潔さと機能というものがあると言われております。行政はサービス業の1つというようなことが聞かれております。そういった意味では、自宅のトイレと同様に公共施設のトイレ環境も向上させていただければと思います。

トイレの洋式化の質問をさせていただきましたが、トイレ環境の整備充実について、市長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 市長・今泉君。

○市長（今泉文彦君） 櫻井議員の質問にお答えいたします。

トイレという観点からのご質問でありますけれども、これは市民の声に耳を傾けているという意味で、全てのことに共通することであると思います。そういった意味では、いろいろなことに通じることがありますけれども、今後高齢者が多くなる、そして子どもたちの教育環境が変わっていくという中で、トイレについても配慮をしなければいけないというふうに思っております。

観光地に行きますと、第一のポイントはトイレであるというふうに言われますけれども、それと同様にその市を見るポイントの1つとしてトイレがあるかと思えます。市民の声を聞く。そのバロメーターにもつながっていくという意味で、おもてなしあるいは高齢者への思いやり、子どもたちへの配慮、そういったことを全て含んでいるのがトイレのあり方であるというふうに思えます。

今後、そういった現状、時代の流れにもしっかりと目を向けて、トイレの整備に対応していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） はい、よろしく願いをいたします。

それでは、2項目目の質問に移りたいと思います。

児童生徒の自転車利用の安全確保と道路交通法改正の対応についてでございます。

自転車の関係する事故が近年増えたというようなこともございまして、平成27年、今年度6月、道路法改正が行われました。これまでは運転免許が必要な自動車の取り締まりが中心であったわけですが、交通マナーを守らない自転車による事故が多数発生するようになりまして、一定の危険な違反行為をして、2回以上摘発された自転車運転者は公安委員会の命令を受けてから3か月以内に、指定された期間

内に講習を受けることを義務付けられることとなりました。

この危険な違反行為として、1)、信号無視です。2)、通行禁止違反。3)、歩行者用道路における車両の義務違反、徐行違反。4)、通行区分違反。5)、路側帯通行時の歩行者の通行妨害。6)、遮断踏切立ち入り。7)、交差点安全運転義務違反等。8)、交差点優先車妨害等。9)、環状交差点安全進行義務違反等。10)、指定場所一時不停止等。11)、歩道通行時の通行方法違反。12)、制動装置ブレーキ不良自転車運転。13)、酒酔い運転。14)、安全運転義務違反の14項目の違反行為が示されております。

対象者は14歳以上となっており、中学生も含まれております。早朝、自転車通学されている中学生をよく見かけますが、どの生徒もヘルメットをかぶりまして、交通ルールをしっかりと守っている生徒がほとんどと見ております。しかしながら、道路交通法改正によりまして、自転車の取り締まりが強化されますので、さらなる交通安全の確保を図る観点から、小中学生の自転車利用時における交通ルール遵守に向けまして、どのような対応を図っていくのかについてお伺いをしてまいりたいと思います。

最初に、小中学生の自転車による事故件数についてでございますけれども、茨城県警察本部が発表しております平成27年10月末時点での自転車に関係した交通事故という統計資料によりますと、けがをした数では小学生が59人、中学生が164人、高校生が210人となっております。年齢が上がるほど、けがをしている状況がわかります。

1つには、体力が上がることで自転車のスピードが増している点や、活動範囲の広がり等も原因なのかなと考えられます。

事故の形態を見ても、交差点での事故が多く、出会い頭によるものと右折・左折時の事故が全体の8割を占めております。時間・目的別統計では、通学時点での事故が約3割というデータが出ております。自転車による事故の発生する時間帯は、朝7時から9時、午後4時から6時の時間帯に集中しているというような見方もできると思います。

事故は交通ルールを守っていても、相手側車両の不注意で巻き込まれるケースもありますが、危険を回避するための知恵も、私たちは子どもたちに伝えていく必要があるのではないかと思います。現在、自転車通学を許可されているのは中学生のみと聞いておりますが、学校が把握している事故件数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。学校が把握している事故件数は何件かということでございますが、今年度の自転車による事故件数については、11月末日現在、小学生が3件、中学生が15件でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 小学生が3件、中学生が15件ということで、答弁をいただきました。

これらの事故は通学途中の事故ということでよろしいんですか。通学途中の事故は何件あったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。通学途中の事故の件数については、中学生が14件でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） ありがとうございます。そうしますと、通学途中の事故が14件だったということでございますけれども、自動車との接触事故、対人との接触事故件数と種類ですね。形態がわかればご答弁いただければと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。自動車との接触事故は9件で、対人との接触事故の報告はございませんでした。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） はい、わかりました。いずれにしても、通学途中の事故がやはり多いということがわかりますので、こちらについては学校のほうでもしっかりご指導をいただければと思います。

次に、2項目目の学校と警察の連携について、お伺いをしたいと思います。

今回の道路交通法の改正によりまして、14歳以上であれば、自転車利用時に交通違反と判断されれば摘発される可能性があるわけです。中学生に対する指導の範囲が広がってくるわけですが、さまざまな形で学校と家庭、さらには警察との連携が求められるようになってくるかと思いますが、今後、どのような連携を図っていくのか、こちらについてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。それぞれ場面があるというふうに思っておりますけれども、連絡体制については、悪質なものにつきましては、警察から保護者へ連絡が入ることになっておりますので、このような対応をしていきたいということ。それから、PTAの立哨活動、それから交差点の交通指導、これらについて徹底してまいりたいというふう考えております。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 摘発があった場合、悪質な場合には警察から保護者のほうに連絡がいくと。悪質という判断が警察官の判断という形なのか、実際の摘発した内容によるものなのかわかりませんが、警察から保護者のほうには連絡がいく場合があるということでございます。

例えば、今回もう既に道路交通法の改正が行われておりますので、既に摘発を受けた生徒を教育委員会として把握しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。道路交通法改正後に摘発を受けた生徒はいるのかということでありまして、報告はございません。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 幸いにして、いないということですので、今後も生徒の指導のほう、しっかりと当たっていただければと思います。

私たち、運転免許を所持している大人は、シートベルトの未着用あるいは走行中の携帯電話、さらには一時停止違反、スピード違反等で取り締まりを受けた経験のある方が少なからずいるわけでございます。私たち大人の場合は、運転免許を持っている者の場合は、点数の減点、罰金といったペナルティーが課せられまして、取り締まりを受けた際には失敗したなど、安全運転をしておけばよかったなどというような後悔をしながらも、切り替えて日々の生活に戻るわけでございますけれども、中学生の場合は真面目な生徒ほど、もし摘発を受ければ精神的なショックが大きいのではないかとというような気がしております。

法改正の趣旨は、身の安全を確保する上で交通ルールを守りましょうというのが目的であり、罰を加えることが目的ではないわけですから、摘発を受けた生徒への精神的なフォローについても、学校・家庭・警察が連携して取り組んでいただきたいと思います。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。事案が起きる前の日常の指導が大切であるというふうに考えております。継続的に注意喚起を促しても、万が一摘発を受けてしまった場合は、カウンセリング等の対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 今回は交通ルールの遵守という部分で質問をさせていただいてありますが、生徒の様子を先生方に確認していただきまして、ちょっと様子がおかしいということであれば、いじめの問題もそうでしょうけれども、生徒に対する目線

を学校側としてもしっかりと見ていただいて、相談・フォローの体制がしっかりと機能するようにしていただければと思います。

次に、自転車を安全に利用するための取り組みについて、お伺いしたいと思います。

交通安全教室や体験講習会などは、どのように行われているのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。交通安全教室は、年間の保健安全行事の中に位置付けられております。毎年、全校で実施されているところでございます。警察署や交通安全協会のご協力をいただきまして、内容としては自転車の乗り方指導、正しい歩行、横断歩道の渡り方等を実施しているところでございます。

また、警察署主催によります事故が発生するシミュレーションについて、スタントマンを使って行う講習会も行われているところでございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 答弁をいただいた中で、スタントマンを使った講習というようなお話もございました。これについては、実際の交通事故を体験できるといいますか、目で見ると感じることはできますので、生徒たちも驚きを持って、交通事故の恐ろしさを感じることができるのではないかと思います。そういった機会を増やしていただいて、交通安全の向上に努めていただければと思います。

次に、交通ルールや安全確保のための広報活動、これらについてはどのように対応されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。道路交通法の改正につきまして、児童生徒には交通安全教室や学級活動の中で指導を行っているところでございます。保護者向けには、学年だより等で周知を図りますとともに、長期休業前、夏休み、冬休み、春休みとございますが、保護者会の懇談資料に加えたりすることで、注意喚起をしているところでございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 自動車の場合には、交通事故となれば、自転車を運転している側は被害者となる場合がほとんどであると思います。しかし、近年では自転車が加害者となる場合も大きく報道されております。県内でも自転車で走行していた高校生が、年配の方とぶつかりまして亡くなられたと。その損害賠償請求が数千万円だったという報道を見た覚えがございます。お年寄りに自転車がぶつかりまして死亡した

場合、損害賠償請求をされるという事案もあるわけですので、各家庭に対して損害保険加入の啓発。自転車通学をしている生徒が多いということは、そういう危険性もどこかではらんでいるわけですから、学校側で何らかの対応、保険会社を紹介するというよりは、そういった事例があるので保険に加入されたらいかがでしょうかという啓発等をやられているかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） 損害保険加入の啓発ということでございますけれども、自転車保険加入の重要性につきましては、自転車の点検整備と損害賠償請求保険が一体となったＴＳマーク制度というものがございます。こういったものについて、重要性を十分にご理解いただきまして、ご父兄、保護者等に周知徹底を図っているところでございます。

○議長（塚谷重市君） ４番・櫻井 茂君。

○４番（櫻井 茂君） 保険でございますので、もしものときのために、お金の問題ですから大変な額を請求されますと、被害者の方はもちろんですが、加害者側もある意味被害者になってしまうというようなケースもございますので、その辺は例えばＰＴＡの協力を仰いでいただいて、しっかりと広報をしていただければと思います。

最後にお尋ねをいたします。学校長としての経験も豊富で、現在は地域内全域の児童生徒の安全を確保する教育長ということで、お尋ねをしたいと思います。

警察本部の統計によれば、交通事故の件数は児童生徒の減少あるいは関係者の日々の努力で、事故そのものは年々減少傾向にございます。しかし一方で、学校の統合等もございまして、自転車通学を行う生徒が増えるということも想定されてきております。児童生徒の自転車利用における交通法規の遵守、交通安全の確保に向けた教育長のお考えを伺いまして、質問を終えたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育長・櫻井君。

○教育長（櫻井 信君） それでは、ご答弁を申し上げます。

教育委員会といたしましては、小中学生の自転車利用者に対する交通安全の教育につきまして、学校における年間を通しての指導はもちろんですが、交通安全教室及び警察署の指導、さらには地域の交通安全ボランティアとの連携によります自転車マナーアップの取り組みなど、今後も関係機関あるいは団体と連携しながら、交通安全教育を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。